### 愛媛県ドクターへリ機体広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱に基づき、愛媛県が運航する愛媛県ドクターへリの機体に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告枠の位置、数、及び規格は、愛媛県ドクターへリ機体広告事業に係る広告 主募集要項「以下「募集要項」という。」で定める。

(広告の掲載条件等)

- 第3条 掲載する広告の内容は、愛媛県広告事業実施要綱の規定によるほか、次の広告 は掲載しないものとする。
  - (1) 個人の氏名の広告
  - (2) 医薬品及び医療機器の広告
  - (3) その他広告の表現として適当でないと知事が判断するもの

(広告の掲載期間)

- 第4条 広告を掲載する期間は、運航業務委託期間を最長とし、募集要項で定める。
- 2 広告掲載期間中、機体整備等の都合により広告の掲載を中断することがある。

(広告主の選定)

- 第5条 広告主は、随意契約により選定する。
- 2 前項の随意契約に関する事項は、募集要項で定める。

(広告デザインの作成および提出)

- 第6条 広告主は、愛媛県ドクターへリに掲載する広告デザイン(以下「広告データ」 という。)を自己の負担により作成し、医療対策課長が指定する期日までに提出しな ければならない。
- 2 医療対策課長は、前項の規定により提出があった広告データが第3条の規定に抵触 する場合は、広告主に内容の変更を求めることができる。

(広告物の作成)

- 第7条 広告主は、自己の負担により広告物(以下「広告ステッカー」という。)を作成し、愛媛県ドクターへリの機体に掲載する。
- 2 前項の広告ステッカーの作成については、広告主から運航委託業者に発注する。

(広告内容の変更)

- 第8条 広告主は、広告の内容を変更することができるものとする。
- 2 前項の規定により広告の内容を変更する場合、第6条及び第7条の規定を準用する。

## (広告の取除き)

- 第9条 医療対策課長は、掲載した広告が次の各号に該当する場合には、直ちに広告を 取り除くことができる。
- (1) 広告の内容が法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 広告の内容に誤りがあることが判明したとき
- (3) 広告の掲載を継続することが適切でないと認めるとき

# (広告掲載の取下げ)

- 第10条 広告主は、自己の都合により愛媛県ドクターヘリへの広告掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により医療対策課長に申し出なければならない。

#### (広告主の責務)

- 第11条 広告主は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うもの とし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為そ の他不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任 及び負担において解決しなければならない。

#### (その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に 定める。

## 附則

この要領は、平成28年10月26日から施行する。